

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成28年3月29日開催）

付議事案名： 国立市土地開発公社のあり方について

提案課 まちづくり推進本部南部地域整備課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議目的（理由）

土地開発公社は、国立市からの依頼により、国立市に代わり用地の先行取得を行ってきたが、取得用地の長期保有などにより、経営健全化団体に指定され、土地開発公社評議員会、市議会において、今後の土地開発公社のあり方について、解散も含め問われてきた。国立駅南口複合公共施設等用地の売払いが完了したことを機に、公社の運営に対する評価と課題、今後の公社のあり方について検討を行ったので付議するものである。

2. 経過及び現状

昭和61年度に公拓法に基づき国立市土地開発公社が設立され、国立市に代わり用地を多面的な目的で先行取得してきたが、取得用地の長期保有等により平成16年度に第2種土地開発公社経営健全化団体に指定された。

経営健全化団体に指定されたことにより、経営健全化に関する計画をたて対応してきた結果、平成27年度に国立駅南口複合公共施設等用地の市による買戻しがなされた。

3. 具体的措置

国立市において、都市計画道路3・4・10号線、南部地域の谷保の原風景保全事業、狭あい道路都市計画道路の整備事業を進めることを踏まえ、土地開発公社の運営を存続する必要がある。

存続には、さまざま課題を払拭しなければならないため、国立市及び土地開発公社における改善策を設け対応する事とする。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【質疑】

・土地開発公社の予算面での具体的な改善策はどのようなものがあるか。
→従来は、市の急な依頼に対応するべく当初予算に予算取得費として、1,000㎡の用地費を計上していたが、今後は、市の依頼があった場合には、その都度補正予算を組み、理事長は臨時に評議員会及び理事会を招集し、評議員の意見聴取・理事会における審議を実施する。よって、基本的に28年度予算には、評議員報酬のみを措置する。